

千葉県廃棄物処理施設設置等協議会要領

昭和63年4月1日制定
平成3年4月1日改正
平成4年4月1日改正
平成6年4月1日改正
平成7年4月1日改正
平成9年8月1日改正
平成10年7月1日改正
平成11年4月1日改正
平成14年4月1日改正
平成15年4月1日改正
平成16年4月1日改正
平成18年4月1日改正
平成19年4月1日改正
平成22年4月1日改正
平成23年4月1日改正
平成25年4月1日改正
平成27年4月1日改正
平成28年4月1日改正
平成29年4月1日改正
令和4年4月1日改正

(趣旨)

第1条 この要領は、廃棄物処理施設の設置及び残土等による土地の埋立て等に関し適正な指導を期するため、千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱第6条第1項の規定により設置された千葉県廃棄物処理施設設置等協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(審査事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を審査するものとする。

- (1) 廃棄物処理施設の設置等に関し、周辺環境や土地利用上の規制などの立地条件及び構造、維持管理等の技術的事項
- (2) 残土等による土地の埋立て等に関し、災害防止及び生活環境保全上必要な事項
- (3) その他協議会の目的達成に必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、会長及び委員をもって組織する。

2 協議会の会長は、環境局資源循環部長の職にある者をもって充てる。

3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する者がその職務を代理する。

4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

ただし、会長が必要あると認めるときは、別表に掲げる職以外の職にある者を臨時に委員とすることができる。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(書面による審査)

第5条 会長は、事前協議について、市の関係部局との調整がなく問題の生ずるおそれのないものと認めるものについては、各委員に対し当該事前協議書を送付し、各委員の意見を聴くことにより、協議会の審査に代えることができる。

(会議の開催日)

第6条 協議会は、原則として毎月1回、会長が定める日に開催するものとする。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、産業廃棄物指導課内におく。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表

環境局	環境保全部	環境保全課長
		環境規制課長
	資源循環部	産業廃棄物指導課長
経済農政局	農政部	農政課長
		農業経営支援課長
		農地活用推進課長
都市局	都市部	都市計画課長
	建築部	宅地課長
		建築指導課長
		建築情報相談課長
公園緑地部	緑政課長	
建設局	土木部	土木管理課長
		中央・美浜土木事務所長
		花見川・稲毛土木事務所長
		若葉土木事務所長
		緑土木事務所長
		路政課長
	下水道企画部	下水道営業課長
		総合治水課長
	下水道施設部	下水道維持課長
消防局	予防部	予防課長
教育委員会	学校教育部	学事課長
	生涯学習部	文化財課長
水道局		水道事業事務所長